

特定医療費（指定難病）における 寡婦（夫）控除等のみなし適用のご案内

平成 30 年 9 月 1 日より、特定医療費（指定難病）助成における支給認定において、未婚のひとり親家庭を対象に、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして、自己負担上限額（月額）の階層区分を判定します。

1 対象となる人

対象となるのは、申請日が属する年の前年 12 月 31 日及び申請時点において、次の①～③すべてを満たす人です。

- ① 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、生計を一にする子がいる人。
- ② ①の扶養親族または子が総所得金額等 38 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人。
- ③ 父の場合は、合計所得金額が 500 万円以下の人。

※注：税法上の寡婦（夫）控除を受けている方は対象外です。

2 寡婦控除等のみなし適用による自己負担上限額の取扱い

寡婦控除等のみなし適用により、次の①②の取扱いとなります。

- ①前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、市民税非課税者と同じ階層区分となります。
- ②納税義務者となる方（前年の合計所得金額が 125 万円より多い方）については、寡婦控除等が適用された場合と同等の所得割額を用いて自己負担上限額を算定します。

（参考）特定医療費助成制度における自己負担上限額（月額）

※ 自己負担上限額が変更となる可能性があるのは、赤枠（太枠）の方のみです。

階層区分 (受給者証記載の区分)		階層区分の基準		患者負担割合：2割または1割		
				自己負担上限額		
				一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者
I	生活保護	—		0 円		0 円
II	低所得 I	市民税	本人収入～80 万円	2,500 円		
III	低所得 II	非課税世帯	本人収入～80 万円超	5,000 円		
IV	一般所得 I	市民税課税以上～ (所得割額) 7.1 万円未満		10,000 円	5,000 円	1,000 円
V	一般所得 II	市民税 (所得割額) 7.1 万円～25.1 万円		20,000 円	10,000 円	
VI	上位所得	市民税 (所得割額) 25.1 万円以上		30,000 円	20,000 円	

(参考) 税法上の寡婦控除 ※該当区分についてはフローチャート(別紙)を参照

区分	寡婦控除	寡夫控除	特別寡婦控除
合計所得金額	—	500万円以下	
住民税	26万円	26万円	30万円

計算例1 (階層区分が変更となる場合)

- ・世帯構成：母及び子(母が指定難病の受給者証保持者)
- ・前年の母の合計所得金額：380万円(特別寡婦控除相当)
- ・寡婦控除等のみなし適用前の市民税所得割額：88,500円(一般所得Ⅱ)
- ・市民税率：6%(標準税率)

$$88,500円 - (30万円 \times 6.0\%) = \underline{69,000円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

⇒Ⅳ(一般所得Ⅰ)に該当

計算例2 (階層区分の変更がない場合)

- ・世帯構成：母及び子(母が指定難病の受給者証保持者)
- ・前年の母の合計所得金額：680万円(寡婦控除相当)
- ・寡婦控除等のみなし適用前の市民税所得割額：91,000円(一般所得Ⅱ)
- ・市民税率：6%(標準税率)

$$91,000円 - (26万円 \times 6.0\%) = \underline{75,400円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

⇒Ⅴ(一般所得Ⅱ)に該当

3 申請方法

寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、新規・変更・更新(※1)申請ごとに必要な申請書類を提出してください。

申請を行っても自己負担上限額が下がらない場合がありますのでご了承ください。

(※1) 既に寡婦控除のみなし適用を受けている方が受給者証の更新を行う場合

【申請ごとの必要資料】

書 類	申 請 内 容		
	新規	変更	更新
特定医療費支給認定申請書(様式第1号)	○		
特定医療費支給認定変更申請書(様式第5号)		○	
特定医療費支給認定申請書(更新)(様式第2号)			○
対象者及び子の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	○	○	どちらか
当該条件に該当していることを誓約する書類(誓約書)(様式13号)	○	○	一つ

《記入方法》 特定医療費支給認定変更申請書（様式第5号）について

「その他」欄にチェックを付し、『(特別) 寡婦（夫）控除のみなし適用に該当するため』と記入してください。

康 保 険 証 等 に 関 する 変 更	被保険者証の 記号・番号	・退職者国保・その他（ ）	・退職者国保・その他（ ）
	被保険者氏名 (患者との続柄)	()	()
	支給認定基準世帯員	変更・増減あり ⇒ 裏面へ	
	生活保護の受給 開始、廃止又は停止	開始 ・ 廃止 ・ 停止 廃止の場合： 年 月 日より	
	適用区分	ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅳ・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅳ・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ
<input type="checkbox"/> 階層区分の 変更	(変更理由) <input type="checkbox"/> 課税状況の変更（裏面Aの該当の確認し、該当あればサインすること） <input type="checkbox"/> その他（寡婦控除のみなし適用に該当するため）		

4 適用日

申請日の属する月の翌月1日より適用されます。